平成２１年（フ）第３１９７号
札幌市西区八軒８条東４丁目１番４号
債務者　澤田　敏和
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２００号
札幌市白石区本郷通３丁目北２番１―201号
債務者　藤井雅寸子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３５号
札幌市豊平区平岸４条14丁目４番43号　第２光明ハイツ101号
債務者　佐藤　宏希
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６０４号
札幌市中央区大通西17丁目１―63　フローラルハイツ606、住民票上の住所札幌市中央区北13条西16丁目２番１号　コーポ加藤２階
債務者　加藤　恭啓
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６４５号
札幌市東区北21条東15丁目１番１―503号
債務者　霜出とも子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５７号
札幌市南区藤野５条５丁目13番３号
債務者　梅田　晃一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６５８号
札幌市南区藤野５条５丁目13番３号
債務者　梅田　美枝
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６６１号
札幌市東区北26条東１丁目１番38号　共栄ハイム201号
債務者　山田ひろみ（旧姓生部）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９９号
札幌市南区真駒内256番地38
債務者　菅野　桂二
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１０号
札幌市西区八軒９条西１丁目４番８―202号
債務者　出ツ所　勲
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１６号
札幌市清田区清田６条３丁目８番10号
債務者　岡部　隆幸
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１７号
札幌市清田区清田６条３丁目８番10号
債務者　田中　周子（旧姓岡部）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７１８号
札幌市清田区清田６条３丁目８番10号
債務者　岡部　　梓
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７２８号
札幌市清田区平岡１条２丁目６番３―301号
債務者　平沢　寿導（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３１号
札幌市白石区菊水３条４丁目２番７―606号
債務者　岡村　正仁
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７３４号
札幌市手稲区曙12条２丁目４番12号
債務者　金木いづみ
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４０号
北海道北広島市輝美町７番地　A11―404
債務者　伊藤　正士
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７４５号
北海道千歳市富士４丁目２番６号
債務者　金濱　幸代
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部